

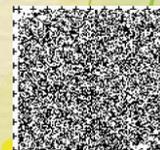
概要版

加古川市障がい者基本計画 第7期加古川市障害福祉計画 第3期加古川市障害児福祉計画

(令和6年度～令和11年度)



令和6年3月
加古川市



計画策定の趣旨、背景

本市では、平成29年3月に策定した「加古川市障がい者基本計画」において、「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とし、サービスの提供体制の計画的な整備などを定めた「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を策定するとともに、これらに基づき障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまで様々な施策を推進してきました。

国においては、平成19年の「障害者の権利に関する条約(以下「条約」という。)」署名以降、平成30年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正、令和元年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定など、障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。

「障害」は心身の機能の障害のみ起因するものではなく、制度、慣行など社会における様々な障壁と相対することにより生ずるという「社会モデル」の考え方のもと、SDGs(持続可能な開発目標)の理念も踏まえながら「誰一人取り残さない共生社会」の実現に向け、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による障がい者施策を展開する必要があります。

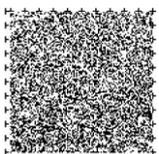
本計画は、「条約」や「障害者基本法」その他関連法の趣旨に沿い、また、障がいのある人やその家族などの支援者の想いを受け、本市の障がいのある人にかかる施策をより推進するために策定しました。

計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。

なお、本計画では「加古川市障がい者基本計画」、「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画の一元管理のもと、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
加古川市 障がい者基本計画	前期計画						本計画					
加古川市 障害福祉計画	第5期		第6期			第7期						
								中間年 見直し				
加古川市 障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期						
								中間年 見直し				



施策の体系

計画の理念

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

障がい者基本計画

施策の展開分野

(1) 地域づくりの推進

(2) 地域生活の充実

(3) 教育・余暇の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

(6) 安全安心の推進

施策の方向性

- ① 障害や障がいのある人に対する理解の促進
- ② 地域福祉活動の促進
- ③ つながりの強化

- ① 相談支援の充実
- ② コミュニケーション支援の充実
- ③ 日常生活支援の充実
- ④ 療育支援の充実
- ⑤ 保健・医療の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

- ① 就労支援体制の充実
- ② 一般就労の拡充
- ③ 福祉的就労の充実
- ④ 経済的支援制度の周知

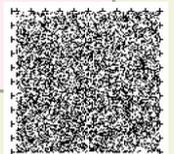
- ① バリアフリーの推進
- ② 情報アクセシビリティの向上

- ① 権利擁護の推進
- ② 災害時など緊急時の支援の強化

加古川市障害福祉計画及び加古川市障害児福祉計画

施策展開の基本姿勢

- (1) 人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2) その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人一人にあった支援を充実する
- (3) 自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する



障がい者基本計画

■ 施策の展開分野

(1) 地域づくりの推進

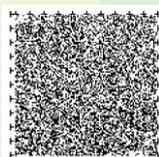
障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、『心のバリアフリー』を推進するための取組を進めます。さらに、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあい生きる地域づくりを推進します。

① 障害や障がいのある人に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 「心のバリアフリー」の推進○ 合理的配慮などの推進○ 多様なコミュニケーションに対する理解の促進
② 地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none">○ ボランティア活動の広報○ ボランティア活動への支援○ 子どもの頃からの福祉教育による福祉意識の向上
③ つながりの強化	<ul style="list-style-type: none">○ 集いの場づくりと障がい者団体の活性化○ 見守り活動の推進○ チーム支援の推進○ 圏域の障害者自立支援協議会との連携強化

(2) 地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、また、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含め、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取組を推進します。

① 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含めた、相談支援体制の充実○ 本人の意向に沿った相談支援の充実○ 相談支援専門員の確保と専門性の向上
② コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組の推進○ コミュニケーション支援体制の整備○ コミュニケーションを支援する人材の育成○ コミュニケーションツールの普及啓発
③ 日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 在宅支援の充実○ 外出支援の充実○ サービス提供基盤の確保○ 情報提供の充実



④ 療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代包括支援センターの充実 ○ 早期発見・早期療育の推進 ○ こども療育センターを中心とした療育支援の推進 ○ 保育所などにおける支援の充実 ○ 放課後等デイサービスの支給量調整
⑤ 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療体制の充実 ○ 費用負担の軽減 ○ 医療と福祉サービスの連携 ○ 精神障がいのある人の地域移行の促進

(3) 教育・余暇の充実

特別な支援や配慮を要する子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

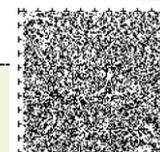
また、障がいのある人にとって、生きがいとなるような文化芸術・スポーツなどの余暇活動を行える環境の整備を図ります。

① インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携した教育支援の推進 ○ インクルーシブ教育体制の整備 ○ 教員の特別支援教育に関する専門性の向上
② 文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作品展やスポーツ教室の開催 ○ 障がい者スポーツの振興 ○ 活動しやすい環境の整備 ○ 放課後活動の場の充実

(4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労に関わる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。

① 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労相談の充実 ○ 就労支援ネットワークの強化 ○ 職場定着までの一貫した支援の推進
② 一般就労の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場における理解促進 ○ 障がい者雇用の推進 ○ 職域や勤務体系の拡充 ○ 助成制度の周知 ○ 市役所における障がい者雇用の推進



③ 福祉的就労の充実	<input type="checkbox"/> 職業能力の向上 <input type="checkbox"/> 工賃の向上
④ 経済的支援制度の周知	<input type="checkbox"/> 各種経済的給付制度の周知 <input type="checkbox"/> 各種負担軽減制度などの周知

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

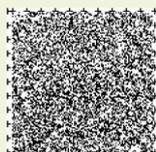
道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

① バリアフリーの推進	<input type="checkbox"/> ユニバーサルデザインの普及啓発 <input type="checkbox"/> 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に沿ったまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 外出しやすい環境づくり <input type="checkbox"/> 公共施設のバリアフリー化の推進 <input type="checkbox"/> 道路のバリアフリー化の推進
② 情報アクセシビリティの向上	<input type="checkbox"/> 情報提供媒体の充実 <input type="checkbox"/> 市ホームページの充実

(6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、情報アクセシビリティの向上と障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度の活用支援や虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

① 権利擁護の推進	<input type="checkbox"/> 成年後見制度の周知 <input type="checkbox"/> 障害者虐待防止法の周知 <input type="checkbox"/> 支援機関の周知 <input type="checkbox"/> 触法障がい者に対する支援
② 災害時など緊急時の支援の強化	<input type="checkbox"/> 地域における支えあいの促進 <input type="checkbox"/> 災害時の避難生活における配慮の推進 <input type="checkbox"/> 災害に対する日頃からの備えの意識啓発 <input type="checkbox"/> 緊急通報手段の周知 <input type="checkbox"/> 緊急時の情報アクセシビリティ向上



障害福祉計画・障害児福祉計画

■ 基本方針

(1) 個人としての尊重と意思決定支援による共生社会の実現

本市において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院からの地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域において安心した生活を継続することや経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援などを行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がいのある児童の健やかな成長のための支援体制の整備

障がいのある児童の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図ります。

■ 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標	実績(基準)値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)
福祉施設から地域生活への移行者数	212人	13人(6.0%)	23人(10.5%)
施設入所者の削減	212人	201人 (5.0%減)	198人 (6.6%減)

(2) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

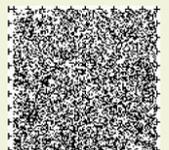
市と加古川市障がい者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)が連携し、面的に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備

市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標	実績(基準)値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)
就労移行支援事業等	34人/年	44人/年	44人/年
就労移行支援	18人/年	24人/年	24人/年
就労継続支援 A 型	6人/年	8人/年	8人/年
就労継続支援 B 型	9人/年	12人/年	12人/年
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	—	5割以上	5割以上



目 標	実績(基準)値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度)	目標値 (令和11年度)
就労定着支援事業の利用者数	年間 21 人	年間 30 人	年間 32 人
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合	なし	5 割以上	5 割以上

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

「加古川市立こども療育センター」が児童発達支援センターとして、早期の療育支援を進めるため関係機関との連携した支援に努めます。

② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

保育所等訪問支援事業所と関係機関との連携を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所などに保育所等訪問支援事業所の活用を促すことで、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

加古川市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)内の「くらし・こども専門部会」を協議の場として設置しており、引き続き、医療的ケア児に対する支援のための課題共有に努め、連携した支援を行います。

④ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスは、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和8年度末までに、医療的ケア児等と支援者とを繋ぐコーディネーターの配置に向けて取り組みます。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 **兵庫県独自指標**

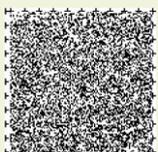
居宅訪問型児童発達支援事業所について、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

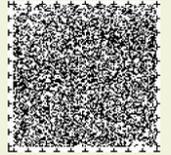
基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しており、引き続き相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させます。さらに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善などの取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

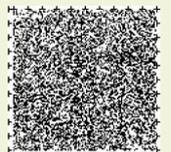
障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加して得た知識を基に、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるために事業者への説明会を実施します。

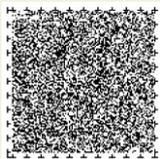


■ 障害福祉サービスの活動指標（見込量）



区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
居宅介護	人/月	412	441	472	506	542	580	
	時間/月	7,285	7,795	8,341	8,925	9,550	10,219	
重度訪問介護	人/月	13	14	15	16	17	18	
	時間/月	3,714	4,000	4,286	4,572	4,858	5,144	
同行援護	人/月	50	52	54	56	58	60	
	時間/月	1,014	1,055	1,096	1,137	1,178	1,219	
行動援護	人/月	3	4	5	6	8	10	
	時間/月	62	73	86	101	119	140	
重度障害者等包括支援 ※県内事業者数ゼロ	人/月	0	0	0	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	0	0	0	
生活介護	人/月	496	501	507	513	519	525	
	日/月	10,168	10,270	10,373	10,477	10,582	10,688	
(内)重度障がい者	人/月	459	464	469	474	479	484	
自立訓練(機能訓練)	人/月	13	16	20	24	29	35	
	日/月	267	318	379	452	538	641	
自立訓練(生活訓練)	人/月	11	11	11	11	11	11	
	日/月	227	227	227	227	227	227	
(内)精神障がい者	人/月	4	4	4	4	4	4	
就労選択支援	人/月	0	5	10	20	30	40	
就労移行支援	人/月	48	49	50	51	52	53	
	日/月	841	859	877	895	913	931	
就労継続支援 A 型	人/月	302	323	344	365	386	407	
	日/月	6,258	6,753	7,249	7,744	8,240	8,735	
就労継続支援 B 型	人/月	1,023	1,105	1,187	1,269	1,351	1,433	
	日/月	18,169	19,405	20,642	21,878	23,115	24,351	
就労定着支援	人/月	24	27	30	31	32	32	
療養介護	人/月	33	32	31	30	29	28	
短期入所	福祉型	人/月	181	208	236	263	291	318
		日/月	713	808	904	999	1,095	1,190
	(内)重度障がい者	人/月	105	121	137	153	169	185
	医療型	人/月	10	13	16	19	22	25
		日/月	40	49	58	67	76	85
(内)重度障がい者	人/月	5	6	7	8	9	10	
自立生活援助	人/月	2	3	4	5	5	5	
	(内)精神障がい者	人/月	1	2	2	3	3	3
共同生活援助(グループホーム)	人/月	260	294	328	362	396	430	
	(内)精神障がい者	人/月	78	89	100	111	122	133
	(内)重度障がい者	人/月	90	101	112	123	134	145
施設入所支援	人/月	207	204	201	200	199	198	
計画相談支援	人/月	611	660	713	771	833	900	
地域移行支援	人/月	1	2	3	4	5	6	
	(内)精神障がい者	人/月	1	2	3	4	5	6
地域定着支援	人/月	2	3	4	5	6	7	
	(内)精神障がい者	人/月	1	2	3	4	5	6



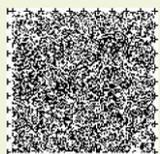


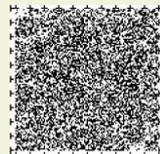
■ 障害児福祉サービスの活動指標（見込量）

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援	人/月	362	417	480	552	635	731
	日/月	3,481	4,004	4,605	5,296	6,091	7,005
放課後等デイサービス	人/月	813	862	914	969	1,028	1,090
	日/月	8,490	9,000	9,540	10,113	10,720	11,364
保育所等訪問支援	人/月	9	10	12	14	16	18
	日/月	14	16	18	20	23	26
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	2	2	2
	日/月	15	20	20	35	35	40
障害児相談支援	人/月	341	379	421	486	520	578
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	1	1	1	1	1	1
教育と福祉の協議の場の設置	設置有無	有	有	有	有	有	有
障がい児の相談窓口の設置	設置有無	有	有	有	有	有	有

■ その他の活動指標（見込量）

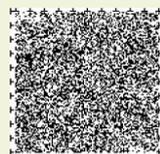
区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
支援プログラム等の受講者数	人	208	208	208	208	208	208
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	14	14	14	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有	有	有
	総合的・専門的な相談支援の実施	件	110	110	110	110	110
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	16	16	16	16	16
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	12	12	12	12	12
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	2	2	2	2	2
	個別事例の支援内容の検証	回	12	12	12	12	12
	主任相談支援専門員の配置	人	1	1	1	1	1
協議会	相談支援事業所の参画による事例検討会(頻度)	回	20	20	20	20	20
	事例検討会への参加事業・機関数	件	12	12	12	12	12
	専門部会の設置数	件	5	5	5	5	5
	専門部会の実施回数(頻度)	回	27	27	27	27	27
県が実施する研修の参加人数	人	8	8	8	8	8	
障害者自立支援審査支払システム等を活用した、事業者や関係自治体等との共有回数	回	1	1	1	1	1	





■ 地域生活支援事業の活動指標（見込量）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有	
障害者相談支援事業 (ピアカウンセリング)	障害種別	3	3	3	3	3	3	
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	設置有無	有	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人	12	13	14	15	16	17	
成年後見制度法人後見支援 事業	実施有無	無	有	有	有	有	有	
手話通訳者派遣事業	派遣件数	712	712	712	712	712	712	
要約筆記者派遣事業	派遣件数	32	32	32	32	32	32	
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	1	1	
介護訓練支援用具	件	42	44	45	46	47	48	
自立生活支援用具	件	50	51	52	53	55	56	
在宅療養等支援用具	件	85	87	89	92	94	97	
情報・意思疎通支援用具	件	57	58	60	61	63	64	
排せつ管理支援用具	件	6,834	7,012	7,195	7,382	7,574	7,771	
住宅改修費	件	7	7	7	8	8	8	
手話奉仕員養成研修事業	修了人数	18	18	18	18	18	18	
移動支援	実利用人数	272	285	299	313	328	344	
	利用時間	24,920	27,385	30,093	33,069	36,340	39,934	
地域活動支援センター機能強 化事業	箇所	6	6	6	6	6	6	
		利用者数	81	81	81	81	81	81
	I型	箇所	1	1	1	1	1	1
		利用者数	20	20	20	20	20	20
	II型	箇所	3	3	3	3	3	3
		利用者数	46	46	46	46	46	46
	III型	箇所	2	2	2	2	2	2
		利用者数	15	15	15	15	15	15
福祉ホーム事業	人	2	2	2	2	2	2	
訪問入浴事業	回	768	768	768	768	768	768	
日中一時支援事業	回	7,402	7,828	8,278	8,753	9,257	9,789	
スポーツ・レクリエーション事業	人	600	600	600	600	600	600	
文化芸術活動振興事業	作品数	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
点字広報等発行事業	発行部数	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	
点訳奉仕員養成研修事業	受講者数	10	10	10	10	10	10	
朗読奉仕員養成研修事業	受講者数	20	20	20	20	20	20	
自動車運転免許取得費助成 事業	件	2	2	2	2	2	2	
自動車改造費助成事業	件	8	8	8	8	8	8	
虐待防止対策事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
緊急時短期入所事業	人	2	2	2	2	2	2	
重度障害者等就労支援特別 事業	人	1	1	2	2	2	3	



■ 計画の推進

(1) 推進体制

PDCAサイクルに基づく計画内容の評価や見直しを推進し、各分野における施策の実施や計画に掲げた成果目標の達成、活動指標の見込量を確保するための方策をより確実なものとするため、毎年加古川市障害者施策推進協議会(以下「施策推進協議会」という。)に施策の実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合せた現状の把握に努めるものとします。

(2) 進捗管理及び評価

施策等を主体的に取り組む市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、施策推進協議会に報告します。また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



加古川市障がい者基本計画・
第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画(概要版)

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電話 (079)427-9372

F A X (079)422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>

